

議案第 83 号

狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 22 条第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 25 条第 1 項中「から」を「の翌日から」に改め、同項各号中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同条第 2 項中「から」を「の翌日から」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定（同条第 1 項各号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 22 条第 2 項及び第 25 条第 1 項各号の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

平成25年11月27日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、水道利用加入金及び水道料金に転嫁する消費税に係る規定を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。